

1 趣旨

介護保険利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合は、介護保険法の規定に基づき定める「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」、「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」及び「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準」の規定により、直ちに当該利用者の家族、市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならないこととされています。

つきましては、介護サービスの提供により事故が発生した場合の弥富市への報告について、必要な事項を定め、市内介護サービス事業者の統一的な対応を図るものとしします。

2 弥富市への報告が必要な事故

次に掲げる事故については、事故原因の如何にかかわらず、すべて弥富市に連絡してください。

(1) 対人（利用者）事故

介護サービスの提供に伴い発生した事故により、医療機関における治療（施設内における治療を含む）を必要とした場合、利用者等とトラブルが発生した場合又は利用者等に見舞金若しくは賠償金を支払った場合

(2) 対物事故

介護サービスの提供に伴い発生した事故により、利用者等の保有する財物を毀損若しくは滅失したため賠償金を払った場合又は利用者等とトラブルが発生した場合

(3) 感染症の発生

新型コロナウイルス感染症に感染した利用者等（利用者・職員）が確認された場合、MRSA、疥癬、インフルエンザ、結核等の感染症が施設内で集団発生した場合、又は介護サービスの利用者が感染症に罹患し他の利用者にまん延する恐れがあるため感染症防止マニュアルに基づき事業者において必要な措置をした場合

(4) 職員（従業者）の法令違反・不祥事事件等の発生

利用者の処遇に影響がある場合（例：利用者からの預かり金の横領等）

3 弥富市への報告方法

前記2に該当する事故が発生した場合は、直ちに別紙「事故報告書」に必要事項を記載の上、事業所（又は施設）管理者の確認印を押印し、弥富市介護高齢課介護保険グループへ報告してください。

なお、別紙「事故報告書」によりがたい場合は、事業所又は施設において定めた所定の様式に替えることもできますが、①事故の区分、②事故の発生日時、③事故発生の状況、④事故発生後の対応及び⑤再発防止にかかる管理者の所見（押印）、以上5項目については必須とします。

4 弥富市への報告先

弥富市前ヶ須町南本田335番地

市役所健康福祉部介護高齢課介護保険グループ

電話 0567-65-1111 内線 172・173

FAX 0567-67-4011

5 留意事項

事故が発生した場合は、弥富市への報告を行う前に、直ちに利用者の家族、主治医及び居宅介護支援事業者に連絡するとともに、法令に基づく処置及び応急手当等必要な措置を施すこと。

他市町村の利用者の場合も弥富市へ報告し、利用者の市町村の介護保険主管課へも報告すること。

新型コロナウイルス感染が疑われる者（※）が発生した場合、速やかに電話等により弥富市へ報告を行うこと。この場合、感染が確定しなければ事故報告書の提出は必要としない。

（※）「新型コロナウイルス感染が疑われる者」

利用者等（利用者・職員）であって、風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が 4 日以上（高齢者・基礎疾患がある利用者等については 2 日程度）続いている者又は強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある者、医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う者であって、PCR 陽性等診断が確定するまでの間の者。